

## 校舎環境管理業務委託仕様書

福島県（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対して、次のとおり業務の実施を委託する。

### 1 委託業務概要

- (1) 委託業務名称 校舎環境管理業務委託
- (2) 業務場所 福島県南相馬市鹿島区寺内字鷺内79
- (3) 委託期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- (4) 業務目的 特定建築物に該当する相馬支援学校校舎において、高い水準の快適な環境を維持・管理するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく建築物環境衛生管理基準や関係法規及び以下に定める事項により校舎環境管理を行う。

### 2 業務従事者

- (1) 乙は甲に派遣する建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を選任し、定めたときは、次の事項を甲に通知するものとする。

管理技術者氏名

住 所

免 許 状 番 号

### 3 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定める管理技術者に係る業務

- (1) 管理技術者は甲と協議の上、次の事項の実施にあたるものとする。
  - ・維持管理業務計画の立案
  - ・維持管理業務計画の実施状況の管理
  - ・維持管理業務の全般的な監督
  - ・環境衛生上の維持管理に関する測定又は検査の実施と実施に基づく結果の評価
  - ・環境衛生上の維持管理で必要な各種調査の実施と実施に基づく結果の評価
- (2) 管理する範囲 別紙1「見取り図」のとおり
- (3) 管理技術者の派遣を要する日  
甲の指定する日とし、原則毎月1回とする。ただし、甲が乙による確認や点検の必要があると判断した場合、乙は随時管理技術者を派遣することとする。
- (4) 管理技術者は衛生環境上の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行われるようにするため、必要があると認められるときは、甲に対し意見を述べること。
- (5) 管理技術者は年度当初に実施計画表を作成し、甲に提出して承認を受けること。

#### 4 管理技術者の定期巡回業務

(1) 管理技術者は校舎環境維持のため、下記について校舎内の巡回及び甲への聞き取りにより異常がないか確認し、報告すること。

- ・清掃、鼠昆虫及び廃棄物等の状況
- ・給水・排水設備の状況
- ・空気調和設備の状況

(2) 巡回時期 甲の指定した日とし、月1回実施する。

#### 5 建築物環境衛生管理基準等に基づく業務

(1) ねずみ・昆虫等の生息状況調査等

ア 調査する範囲 給食調理室・調理実習室及びそれらの周囲、校舎全体

イ 調査時期 甲の指定した日とし、給食調理室・調理実習室及びそれらの周囲は2ヶ月に1回、校舎全体は6ヶ月に1回実施する。

ウ 実施方法 総合的有害生物管理（IPM）の手法とするが、許容水準等の目標水準については、甲乙協議により設定するものとする。なお、使用器材等は管理技術者の指示によること。また、調査結果によっては、給食調理室以外についても防除等を行うものとする。

(2) 受水槽清掃

ア 実施場所 受水槽及び受水槽ポンプ室

イ 実施時期 8月中に甲が指定した日に実施する。

ウ 実施方法及び使用器材等は管理技術者の指示によること。

(3) 給水設備点検

ア 点検場所 受水槽本体及び受水槽ポンプ室

イ 点検時期 甲の指定した日とし、月に1回実施する。

ウ 実施方法及び使用器材等は管理技術者の指示によること。

(4) 空気環境の測定

ア 測定場所 相馬支援学校校舎とし、測定場所については甲乙協議の上決定する。

イ 測定時期 甲の指定した日とし、2ヶ月に1回測定する。

ウ 実施方法及び使用器材等は管理技術者の指示によること。

(5) 排水管清掃

ア 実施場所 相馬支援学校校舎

イ 実施時期 年2回とし、甲の指定した日に実施する。

ウ 実施方法及び使用器材等は管理技術者の指示によること。

(6) 水質検査

ア 実施場所 相馬支援学校校舎

イ 実施時期 16項目の1回目及び消毒副生成物12項目は8月中に甲が指定した

- 日、16項目の2回目は2月に甲が指定した日に実施する。  
ウ 実施方法及び使用器材等は管理技術者の指示によること。

## 6 空気調和設備保守管理

- (1) 空気調和設備について、正常かつ良好な状態を維持するため、以下に定める事項により保守管理業務を行うこと。

- ア 実施場所 相馬支援学校校舎  
イ 実施時期 年2回とし、甲の指定した日に実施する。  
ウ 対象機器 別紙2「空気調和設備対象機器一覧」のとおり。  
エ 実施内容

機器の表面本体は、損傷等の有無を確認し、汚れ、異物の付着を清掃する。エアフィルターは、ろ材及び枠の詰まり、損傷・変形、腐食等の有無を確認し、専用洗剤にて薬品洗浄を行う。いずれも使用器材等は管理技術者の指示によることとする。

- (2) 業務実施後は機器の保守管理の履歴を機器毎に記録簿に記録すること。

## 7 その他

- (1) 作業実施にあたっては、事故が発生することのないよう十分注意すること。  
(2) 乙の業務従事者は業務に専念し、必要以外の場所には立ち入らないこと。  
(3) 乙の業務従事者は作業時に腕章及び名札を着用すること。  
(4) 業務の実施にあたり、乙が建造物、工作物等に損害を与え、修繕等を要する損害を与えた場合、原状回復に要する費用は乙の負担とする。  
(5) 作業が終了した際、乙は管理報告書を作成し、甲に提出し、承認を受けること。  
(6) 業務遂行に係る必要な器具・資材は乙の負担とする。  
(7) 業務について不明な点がある場合は、甲の指示に従うものとする。